

平成30年度旭川市農業委員会第3回定例農政部会議事録

- 1 開催日 平成30年8月24日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時32分開会 午後2時3分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 16名
1番・大橋 政美 2番・加藤 孝志 3番・佐藤 慎二 4番・山村 志保子
5番・安友 進 7番・浅沼 博実 8番・上島 由満 9番・香川 三四郎
10番・北原 浩美 11番・中原 俊一 12番・請川 幹恭 13番・島田 正明
15番・島山 守穂 16番・田口 一昌 17番・市田 敏行 18番・山田 孝
- 5 欠席委員 2名
6番・橋本 幸博 14番・大西 秀雄
- 6 会議出席
事務局職員 加藤事務局次長 栗山事務局副主幹 松本事務係主査
橋爪事務係主査 須賀事務係主任 三浦農地係長
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録
署名委員 15番・島山 守穂 16番・田口 一昌
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 平成30年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について
 - (2) 報告第1号 農業者老齢年金裁定請求について
 - (3) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (4) 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について
 - (5) 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について
 - (6) 報告第5号 現地目証明願について
 - (7) 報告第6号 農地の転用事実に関する照会について

10 議事録本紙

- 議長（市田 敏行） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第3回定例農政部会を開会いたします。
- 会議の成立であります。現在の出席委員数は16名でありますので、部会規則第8条の規定に基づきまして、本会は成立しております。
- 詳細につきましては、事務局の方から御説明いたします。
- 事務局（加藤 次長） 事務局。
御報告申し上げます。
- 本日の部会に、14番・大西委員から欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。
- 議長（市田 敏行） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 15番・島山委員、16番・田口委員の両委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいります。御発言のときには、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（市田 敏行） それでは審議に入ります。日程第1議案第1号「平成30年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を上程いたします。
- はじめに、この意見案の取りまとめに当たりました安友特定委員長から、これまでの経過等について御報告をお願いいたします。
- 委員（安友 委員） それでは、私の方から報告させていただきます。
- 平成28年の農業委員会法改正に伴いまして、「農業委員会は、農地等利用の最適化推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない」とされました。
- このため、従前の建議に代わりまして、法改正後初めて、農業委員会法第38条1項に基づき、旭川市長に意見を提出しようとするものでございます。
- 今回の意見提出に当たっては、今年4月の平成30年度第1回定例農政部会で特定委員会が設置されてから6名の特定委員と4名の参与の計10名で、合計4回の特定委員会を開催し、意見の内容について検討を重ねてまいりました。
- この間、6月の各地区協議会では、農業者人口の減少、担い手への農地集約・経営の大規模化が急速に進行する中で、地域農業を維持するために、農作業の省力化、労働力不足の解消、若手農業者の確保・育成に係る施策に関することなど、本市の農業・農政が抱える様々な課題を解決するための多くの貴重な意見・提言を皆様からいただきました。
- こういった様々な提言・意見を取りまとめ、6月25日開催の第2回定例農政部会において中間報告を行い、この報告内容を中心に意見として盛り込むとともに、本年7月2日以降本市を襲った大雨による農地・農作物等への被害に係る復旧・対策等の要望・提言を加え、意見書案として提案させていただいたところです。
- 熱心な御議論をいただきました委員の皆様には、この場を借りて御礼申し上げます。
- この後、内容につきまして、事務局から説明いたしますので、御審議いただき、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。
- 以上でございます。
- 議長（市田 敏行） ありがとうございます。
- それでは、意見案の内容について、事務局から説明いたします。
- 事務局（橋爪 主査） 事務局。
- それでは、事務局の方から、意見案として提案いたします議案の内容につ

きまして、説明させていただきます。

議案第1号別紙を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、意見案の総論を述べた前文がございますが、これにつきましては、全文朗読させていただきます。

平成30年度農地等利用最適化推進施策に関する意見。

初めに、今年7月の大雨では2年前をはるかに上回る農地・農作物の被害が生じており、早急な復旧対策や被害農家への支援に加えて、これら近年の異常気象による農業被害を予防するための対策について、国、北海道と連携し、最優先で取り組まれることを希望いたします。

さて、農業を巡る情勢では、米国が抜けた11か国のTPP交渉が妥結し、2番目の批准国となった日本が、今度はEUとのEPA、経済連携協定にも署名し、来年の発効を目指し手続きが進められています。日本の中では生産コストが低いとされている北海道でも深刻な問題であり、農業の将来がどうなるか不安が尽きない状況にあります。

一方で、本市の農業・農村においては、高齢化、離農などにより担い手への農地集積が一層進んできております。一部の担い手農家では、近隣農家の離農等により作付面積が限度を超えた規模になっており、作業が間に合っていない状況も見受けられます。こうした状況は、今後ますます増えることが予想されるため、早急な対策が必要となっております。

農業経営の大規模化を進めるに当たっては、GPSなどの情報通信技術の活用、大型圃場への早急な整備等が求められます。

また、近年増加している鳥獣被害については、個々の対応ではなく、行政において捕獲から処分まで一貫した処理体系の構築を期待するものです。

当農業委員会は、農業者の代表機関として、厳正なる所掌事務の遂行と担い手対策や農地の流動化などの実践活動を積極的に進めてまいりますので、旭川市におかれましても、これら意見に基づいた施策の推進をお願いするとともに、国及び道に対する要望等につきましても特段の御配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見を提出いたします。

続きまして、本文につきましては、全文朗読は割愛させていただきますが、5本の柱の項目ごとに説明させていただきます。

1番 大雨被害の復旧・対策について、項目といたしましては、(1)被災農地の早急な復旧について (2)被災農家の支援について (3)大雨等に対する対策強化について の3項目とさせていただきます。

また、詳細につきましては意見案のとおりでございます。

次のページをめくっていただきまして、2番 担い手への農地利用の集積・集約化について、こちらの項目といたしましては、(1)農業の大規模化と労働力不足への対応 (2)農地整備事業について の2項目とさせていただきます。

詳細につきましては意見案のとおりでございます。

次に、3番 遊休農地の発生防止・解消についてでございますが、項目といたしまして、(1)耕作不利地の対策について (2)農地中間管理事業について の2項目とさせていただきます。

また、詳細につきましては意見案のとおりでございます。

次に、4番 新規参入の促進についてですが、項目といたしましては、(1)農業後継者等の育成について (2)施設野菜による新規参入の促進についての2項目とさせていただきます。

詳細につきましてはこちら意見案のとおりでございます。

最後に、5番 その他農業施策に関することについての項目といたしましては、(1)鳥獣被害対策について (2)市の農業施策について (3)種子法

の廃止について の3項目とさせていただきます。

また、詳細につきましては意見案のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、意見案の内容に関する説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市田 敏行） ただいま、事務局から説明がありました。御意見・御質問はありますか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） ないようですので、これをもちまして今年度の意見書と決定したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 （「異議なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） それでは、議案第1号について、原案どおり決定させていただきます。

冒頭挨拶で申し上げたとおり、いま、台風が来ており、今後、農業情勢や大雨被害等について、意見書提出までの間に修正が必要となった場合には、会長と私と特定委員会委員長で協議の上、修正について判断したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 （「はい。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） ありがとうございます。ただいま決定した意見につきましては、農政部会終了後、農政部会長の私と、安友特定委員会委員長、事務局の3名で農地部会へ報告をさせていただきます。

続きまして、市長への意見提出の日程等につきまして、事務局から説明いたします。

○事務局（橋爪 主査） 事務局。

市長への意見の提出日程についてでございますが、市長部局と調整を行いまして、9月7日に実施することといたしました。当日の出席予定者につきましては、農業委員会六役及び特定委員会委員の合計12名といたします。出席予定者につきましては、後日文書にて日程等の詳細を御連絡しますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） それでは、議案第1号「平成30年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について」につきましては、以上で終了させていただきます。

○議長（市田 敏行） 続きまして、報告案件に移らせていただきます。

日程第2報告第1号「農業者老齢年金裁定請求について」御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（松本 主査） 事務局。

日程第2報告第1号「農業者老齢年金裁定請求について」御説明いたします。

平成30年6月12日から8月10日までの間に独立行政法人農業者年金基金に送付した請求書が1件ありましたことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問等はございますか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） ないようですので、報告第1号を終わります。

○議長（市田 敏行） 次に、日程第3報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から御説明いたします。

○事務局（三浦 係長） 事務局。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」御説明いたします。

平成30年6月12日から8月10日までの間に、市街化区域内に所在する農地について3件の届出があり、届出の内訳といたしましては、全て相続による取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等がございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） それでは、報告第2号を終わります。
-

- 議長（市田 敏行） 続きまして、日程第4報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を報告いたします。
- 事務局から説明いたします。

- 事務局（三浦 係長） 事務局。
- 日程第4報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」御説明いたします。

これは市街化区域内の農地を転用するもので、平成30年6月12日から8月10日までの間に届出が1件あり、転用の目的につきましては、共同住宅を建築するものでございます。

こちらにつきましても、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等がございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないということですので、報告第3号を終わります。
-

- 議長（市田 敏行） 続きまして、日程第5報告第4号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。
- 事務局から説明いたします。

- 事務局（三浦 係長） 事務局。
- 日程第5報告第4号「農地法第5条の規定による届出について」御説明いたします。

これは市街化区域内の農地を権利移動し転用するもので、平成30年6月12日から8月10日までの間に所有権移転による届出が5件あり、転用の目的につきましては、駐車場を造成するものが1件、住宅建築をするものが4件でございます。

こちらにつきましても、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等がございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） それでは、報告第4号を終わります。
-

- 議長（市田 敏行） 続きまして、日程第6報告第5号「現地目証明願について」御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（三浦 係長） 事務局。

日程第6報告第5号「現地目証明願について」御説明いたします。

平成30年6月12日から8月10日までの間に、市街化区域内に所在する土地における現地目証明の願出が36件あり、事務局で確認をいたしましたところ、表の中程にあります利用状況のとおり現況が全て農地・採草放牧地以外であり、これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第10条に基づき農政部長専決処理いたしましたので御報告いたします。

なお、議案番号33番は準拠規定が10の1の(3)となっておりますが、これは議案番号23番にて証明を交付した土地の内の1筆を再証明し交付したことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。

○委員（浅沼 博実） 7番浅沼です。番号2番、鉄塔敷地でありますけれども、鉄塔が建っているのか、現在敷地として使用されているのかと、続けて番号12番についても、パークゴルフ場がありますね、それと番号18番、保育園園舎1棟、プール1棟、物置1棟、番号25番、保育園園舎1棟、物置1棟、これらは住所が違いますけれどもいずれも所有者が旭川市となっていて、鉄塔については少し違いますが、パークゴルフ場や保育園舎については、工事造成が行われた時点で本来は変更されているべきなのではないでしょうか。

現地目証明でこういった公共の施設があつて、改めて現地目証明で証明を出すというのは順番が違うのではないかと思います、これはこういった経緯なのではないでしょうか。

○議長（市田 敏行） 事務局から説明願います。

○事務局（三浦 係長） 事務局。

まず、2番の鉄塔敷地につきましては、新星町4丁目の2筆であります、実際鉄塔が建っている土地であります。

これについては、以上です。

その他のパークゴルフ場あるいは保育園舎等が構築されている土地につきましては、建築当時に農業委員会への届出や現地目証明願等が出されていなかったと考えられるのですが、建築するときには地目の変更の必要がないものですから、そういった手続きが取られなかったものと推測されます。その後現実として、建物ないしはパークゴルフ場が建設され、この度所有権の移転等その他の必要によって地目を変更するための現地目証明願が出されたものとなっているようです。

○議長（市田 敏行） 共済組合もそうだったんですけれども、昔の建物はあえて取らないでそのまま建てた状態になっていたのですが、たまたま共済組合が合併したときに農地に建物が建っている状態だということになって、それを是正するために願出をしたのですが、それと同じような結果となっている。相当昔だとは思いますが、転用の前に建ててしまっているものがそのまま残っていて、この時点で所有権移転が必要ということで出てきている。所有権移転がなければ出てこないでそのままわからない状態になっている。そんなことはたぶんこれからもあると思う。

○事務局（三浦 係長） 事務局。

ただいま処理の確認をしましたら、それぞれの土地について農地台帳上農地ではない土地でありました。ということは、登記地目が「田」または「畑」となっていたもので、そういった従来非農地であった土地につきまして登記の地目を変更する目的で現地目証明願が出てきたというところですので、農地法上なんら支障のないものと考えます。

- 議長（市田 敏行） 御理解いただけたでしょうか。
- 委員（浅沼 博実） これからも出てくるのでしょうか、こういった公共施設は所有者が旭川市であって、支障はなくても建っているわけだから、言い方は悪いが杜撰ですよ。個人の所有物であって、所有権移転するときにたまたま出てきたんだよねと言うのはまあ譲りますが、こういった公共性の高いものに関して、所有者は旭川市となれば今までの管理はどうなっていたのと捉えられかねない面もあるかと思う。不思議だと思って。
- 議長（市田 敏行） 委員が指摘するとおり、昔はある意味ゆるかったということでしょうか。
- 委員（浅沼 博実） 本来の姿であれば、今は建てるときに建築申請などで出てくることになるから、そういうことはないのでしょうかけれども、それにしてもあまりにも、と思って。わかりました、ありがとうございました。
- 議長（市田 敏行） それでは他にございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないようですので、報告第5号を終わります。

- 議長（市田 敏行） 次に日程第7報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」を御報告いたします。
- 事務局の方から御説明します。
- 事務局（三浦 係長） 事務局。
- 日程第7報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」を御説明いたします。
- 本件は、旭川地方法務局主席登記官から不動産登記法第14条第1項による登記所備付地図作成作業における農地の転用事実に関する照会があり、平成30年7月12日に事務局職員で農地か非農地であるかを現地調査したものであります。
- 報告第6号別紙を御覧ください。表の右側にあります農業委員会回答欄の農地台帳の登載があるもののうち17筆について非農地と判定いたしまして、平成30年7月13日に法務局へ回答したことを報告するものです。
- 表にあります17筆の土地については、全て市街化区域内にある農地台帳に登載された農地であり、現地目事務処理要領第10条に定められた取扱に準じて事務処理を行い、農政部会長の専決を受け、非農地の判定を行ったものです。
- 以上でございます。
- 議長（市田 敏行） ただいま事務局の方から説明があったわけですが、皆さんの方から御意見・御質問等がございますか。
- 委員（浅沼 博実） 7番浅沼です。今までこういったものは審議されていないと思いますが、今回初めて出てくるものか、毎年照会があった都度審議に掛けて了承をもらって処理をしていくのか、経緯を教えてください。
- 議長（市田 敏行） 専決事項で処理してしまっている。
- 委員（浅沼 博実） 毎年こういったものが出てくれば毎年なんだな、と思うのですが、今回初めてこういった照会がありましたという報告があったわけで、今までどういった処理をしていたのか、来年以降続けて同じような処理をして会議で皆さんの了承を得るのか、その辺りを教えてください。
- 議長（市田 敏行） 事務局お願いします。
- 事務局（三浦 係長） 事務局。
- この件につきましては、旭川地方法務局で地図を作成するにあたりまして、土地の現況の判断を農業委員会に求めるもので、最近では平成15年度以降旭川市内各地におきましてこのような地図の作成作業が行われてきております。
- 昨年度は旭川市神楽東地区ということで神楽岡地区、今年30年度におき

まして神楽東地区といたしまして神楽岡の地区となっております、これまでの地区は専決の処理をもちまして事務局の方で回答してきましたものでありますが、今般事務の見直しを行っております、現地目証明と同じ効果を発揮するものでございますから、現地目証明に準じる形で農政部会の方に報告をさせていただくというような決定をしたところでございます。

ですので、今回以降このように農政部会長の専決をいただいた上で、農政部会で報告をさせていただくというやり方で進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（市田 敏行） 理解できましたか。

○委員（浅沼 博実） 併せていいですか。

こういったように事務局内部で処理をして今まで部会等に諮っていないのは良かったから出していないのしょうけれど、今言ったように見直しをかけていって、皆さんに開示しなくてはいけないものが出てくる可能性はあるということですか。現状では把握できていませんか。

○事務局（三浦 係長） 事務局。

今のところそういったものが出てくるという考えというのはなく、一通りの見直しはしてきているのですけれども、今のところは他にはありません。

○事務局（加藤 次長） ただ、こうやって現地目証明に準じるものですから、こういったものが他にもあれば、そういった形で皆さんにお示ししていきたいと思っております、そのように改善していきたいと思っております。

○委員（浅沼 博実） 市街化区域内であっても、専決であってもそういったものが出てきたら報告するということですか。

○議長（市田 敏行） 当然報告はします。

個人がやれば現地目申請になるが、法務局だからまとめて現況に合わせていくのだろう。

○委員（浅沼 博実） わかりました。

○議長（市田 敏行） 他にありますか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） ないようですので、それでは報告第6号を終わります。

○議長（市田 敏行） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたしました。

委員の皆さんから、全体について御意見があれば承りますけれども、何かございますか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） ないようですので、これで第3回の定例農政部会を閉会させていただきます。